

7 神奈川県総合計画審議会答申

平成12年1月31日

神奈川県知事 岡崎 洋 殿

神奈川県総合計画審議会
会長 香西 泰

「かながわ新総合計画21・計画案」について（答申）

平成11年12月17日に諮問を受けた「かながわ新総合計画21・計画案」について、次のとおり答申します。

1 ローリング(事業計画等の見直し)の経緯と評価

かながわ新総合計画21（以下「新総21」という。）が平成9年度にスタートしてから3年度目となり、計画を取り巻く環境の変化を想定して、時代の変化に対する柔軟な対応を図るために導入したローリングシステムに基づき、平成11年度に最初のローリング(事業計画等の見直し)が実施されました。

神奈川県総合計画審議会では、計画の推進にあたって実施状況の総合評価や社会経済情勢の変化等によって生じた新たな政策課題などを調査検討するために設置した計画推進評価部会での審議・検討を踏まえ、ローリングの基本方針及び実施方法、計画案並びに今後の計画推進にあたって留意すべき事項について審議してきました。

(1) ローリングの基本方針及び実施方法について

○ローリング基本方針について

新総21が示している「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」の創造をめざした3つの基本目標など、政策の基本的な方向については、今後も基軸としていくことを前提にしたことは適切なものと考えます。

また、2001年度までの5年間を計画の目標年次としていた事業計画については、目標年次を1年延長して2002年度とし、新たな政策課題への対応やこれまでの取組みから生まれてきた施策の芽を育てるため、重点プロジェクトを改訂し、2000年度から2002年度までの3年間の施策の重点的な取組みを明らかにすることを今回のローリングの中核としたことについては、計画策定後の最大の環境変化である神奈川県の置かれた厳しい財政状況の中で、新総21の実質的な推進を図るということから妥当な対応であると考えます。

地区実行計画については、市町村計画など地域の動向等を踏まえ地域プロジェクトを対象にローリングを行うとしたこと、また、県民生活に密接に結び

ついたまちづくりの事業について、重点プロジェクトとは別に今後3年間に取り組む主な事業内容を3つの地域政策圏ごとに明らかにしたことは妥当なものと考えます。

さらに、環境ホルモン対策の推進や原子力災害対策など、法令の制定や計画策定後の社会環境の変化によって、新たに取り組む必要のある重要度の高い事業のうち、重点プロジェクトへの位置づけが難しいものについて、例外的に主要施策に構成事業として追加したことについても、新総21が県政運営の総合的指針としての役割を果たすということから妥当なものと考えます。

○県民参加の方法について

県民参加については、ローリング基本方針や計画骨子案について多様な媒体を通じて県民や市町村から幅広く意見を募り、新総21策定時と同様に、提出された意見を計画へ反映するよう努めるとともに、意見を提出した方々にその結果をフィードバックするために意見整理台帳を作成し、ローリング手続きの透明性を高めたことは適切であったと考えます。

特に、ローリング基本方針、計画骨子案のそれぞれについて、決定の都度リーフレットやPR冊子を作成・配布し、広く意見を募るとともに神奈川県のホームページにおいて公表し、電子メールでも意見を受け付けるなどの工夫についても有意義であったと評価します。

今後も、計画の推進や見直しの際のより効果的な県民参加の方法について、検討と工夫を重ねていくことを期待します。

(2) 計画案について

今回の計画では、「第5章 施策展開にあたって」において、計画事業費の規模を推計するにあたって、従来のように経済成長率を前提においた推計を行わず、今後3年間(平成12~14年度)の重点プロジェクトの計画額を明らかにしています。また、重点プロジェクト以外の施策・事業も含めた、今後の県全体の財政収支見通しについては、新総21の見直しと並行して策定に取り組んでいる「財政健全化の指針(仮称)」の中で明らかにすることとしています。

社会経済の変革の時代にあって、今後も続くことが想定される厳しい財政状況のもとでは、総合計画と3つの10%目標の達成に向けた取組みなどの行政システム改革との連動とともに、財政健全化に向けた取組みとも整合させながら、県として重点的に取り組むべき施策の規模を明らかにし、その推進を図るという今回の計画額設定の考え方は有効であり、妥当なものと考えます。

また、5つの県土構想、8つの重点政策課題ごとの計画額については、新総21策定時においても明示

していましたが、今回の計画では、新たにこれまでの予算化の実績や現行計画の計画額も参考として記載されており、計画の実行性などを判断する上で適切な工夫であると考えます。

○重点プロジェクトについて

今回のローリングでは、厳しい財政状況の中で、社会経済状況の変化や県民ニーズの変化を踏まえ、それぞれの施策・事業の緊急性や優先度を見極めて、今後取り組むべき重点プロジェクトを明示することとしています。その結果、介護保険制度の円滑な運営に向けた取組みや、ダイオキシンや廃棄物、地球環境問題など環境立県をめざすうえで克服していく必要のある課題への新たな対応、また、神奈川の地域経済が引き続き活力を維持し続けるための新たな雇用創出や生活を豊かにする産業の創出に向けた取組み、さらに21世紀を明るくスタートするための記念事業の展開などのさまざまな政策課題への対応が新たに重点プロジェクトに盛り込まれたことは社会経済状況の変化を適切に踏まえた選択であり、妥当なことと考えます。

特に、こうした時代の変化への対応に加えて、京浜臨海部再編整備構想での新たな産業活性化やまちづくりに向けた取組み、県央・湘南都市圏整備構想での環境共生モデル都市をめざすツィンシティの整備など「5つの県土構想」を具体化する施策が充実したこと、また、福祉社会の基盤づくりでの県立保健医療福祉大学の整備や未来を拓く人づくりでの県立高校改革推進計画の取組みなど「8つの重点政策課題」への対応を具体化する施策が形を見せてきたことなど、これまでの新総21の取組みの芽を伸ばすための次の展開が新たな施策として盛り込まれたことは、21世紀の神奈川県を「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」としていくことをめざして、中長期的な視点から着実に新総21の推進を図るために有効なことでもあります。

また、こうした重点プロジェクトの見直しを、計画事業費全体については、現行計画額よりも縮減し、3年間の予算化の実績額と同程度とする中で進めたことは、評価できるものと考えます。

○地域プロジェクトについて

地域プロジェクトについては、主として、平成9年度以降に実施された市町村の総合計画改定等の動向を踏まえて、市町村との協議など十分な合意形成に留意しながらローリングが実施された結果、それぞれの地域の将来像実現のため有効と考えられる新たな市町村の施策が位置付けられており、妥当であると考えます。

○主要施策について

主要施策については、厳しい財政状況を勘案するとともに、重点プロジェクトの目標年次との整合を図る意味から、事業計画期間を1年延長することとしたことは、これまでの主要施策の進捗率等を踏まえると適切であったと考えます。また、環境ホルモン対策の推進や原子力災害対策など主要施策に新たに追加された6つの事業は、県として新たに取り組む必要のある重要な事業であり、その位置づけは妥当であると考えます。

○まちづくりの事業について

県民生活に密接に結びついたまちづくりの事業を、重点プロジェクトとは別に3つの地域政策圏ごとに、見直し後の計画期間3年間（平成12～14年度）の主な内容を紹介したことは、県民参加の状況から見てもまちづくりの事業についての県民の関心が高いことに応えた工夫であり、有意義なものと考えます。

2 計画推進にあたって留意すべき事項

ローリング後の計画の推進にあたっては、平成9年1月23日の当審議会答申で示した7つの留意事項を基本的に継続すべきと考えますが、そのうち、「時代変化に対応した計画の柔軟な推進」、「地方分権の推進と地域の主体性の発揮」、「適切な進行管理による計画の推進」、「意見等の計画への反映の継続的努力」については、今回あらためて次の点にも留意するよう求めます。また、公・共・私の役割分担と適切な事業実施手法の選択についても、新たに留意するよう求めます。

(1) 時代変化に対応した計画の柔軟な推進

神奈川は、引き続き社会経済状況の激しい変化の中に置かれるものと想定されます。計画の推進にあたっては、常に社会経済状況や県民ニーズの動向などの変化を敏感に把握し、それらの変化に柔軟に対応していく必要があります。

また、今回のローリングの経験を活かしながら、計画を柔軟に推進するために効果的なローリングシステムについて、さらに工夫を重ねていく必要があると考えます。

(2) 公・共・私の役割分担と適切な事業実施手法の選択

行政機関、市民活動団体、企業などがそれぞれの役割と個性を生かしながら連携し、施策展開していくことが一層求められています。

計画案では、計画の推進にあたって、公・共・私の役割分担に留意しながら、例えば民間資金等の活

用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の制定・施行を踏まえ、PFIやリース方式など、事業ごとに最も適切な手法により計画の推進を図ることとしています。財政状況も引き続き厳しい状況が続くことと想定されますので、計画の推進にあたっては、前例にとられることなく、より適切な事業実施手法について、様々な検討や工夫を大胆に図っていく必要があると考えます。

なお、「公・共・私」という概念が生まれた当時と比べると、NPOやボランティア活動が社会で果たす役割の重要性は飛躍的に増大しています。これらの活動は、まさにこれからの社会を支える可能性を持っており、従来の「共」の概念の枠の中に収まりきるものではなくってきています。計画推進評価部会の平成10年度報告も提起しているとおり、「公・共・私」という概念を用いる際には、こうした状況の変化に留意する必要があると考えます。

（3）地方分権の推進と地域の主体性の発揮

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）が平成12年4月から施行されます。この法律は地方分権を推進するうえで大変重要であり、同法に基づく諸制度の整備により様々な工夫を行い、地域の主体性が一層発揮されるようになることが期待されています。

神奈川でも、県及び各市町村が同法の施行を機に様々な工夫をし、独自の政策を一層打ち出してくることと思います。その結果、県と市町村との関係は従来よりダイナミックなものとなることが想定されます。このような新たな動向を踏まえ、地域の主体性が一層発揮されるように、県の広域的・総合的な対応がより実効的となるような分権推進型の体制への移行をさらに進めることや、県と市町村の役割分担を再検討することも必要であると考えます。

（4）適切な進行管理による計画の推進

○進行台帳の継続

新総21を適切に進行管理するとともに、計画に位置付けられた事業の進捗状況を県民に明らかにするために、新総21がスタートした平成9年度から、新総21のすべての事業の進捗状況を個々に明らかにした進行台帳が作成され、公開されています。この進行台帳は新総21の推進にあたって県民参加を促進するという観点からも有意義であると考えますので、県民にとってより分かりやすいものとなるよう工夫を重ねながら、引き続き実施されることを期待します。

○成果に着目した評価手法

新総21においては、計画に盛り込まれた具体的な事業目標の多くは、事業の量や内容として設定されています。しかしながら、事業を実施した結果、政策目標がどの程度達成されているかという成果に着目した評価が可能となるよう、成果を意識した計画目標の設定等の必要性が高まっています。計画推進評価部会の平成9年度報告にもあるとおり、成果に着目した評価の視点を総合計画の進行管理の手法として取り込むことは、大変難しく十分な準備が必要とされますが、引き続き導入に向けた検討等を行うことを期待します。

○県民への分かりやすい説明

今回のローリングは、新総21の全体を見直したのではなく、重点プロジェクトを中心に行っており、主要施策は事業計画期間を1年延長して原則見直しは行わないなど、やや複雑なものとなっていますので、今後、ローリング後の新総21の取組みやその推進状況を県民に分かりやすく説明する必要があると考えます。

（5）意見等の計画への反映の継続的努力

ローリングの過程で寄せられた意見や要望の多くは、計画に反映されたものと考えますが、現時点で反映できないものや継続的に検討するとされた県民や市町村の意見等についても、今後の計画推進の過程において可能な対応を図るよう求めます。

以上、答申にあたって意見を述べましたが、神奈川では、少子高齢化の一層の進展や経済の変革など社会経済状況の激しい変化は今後も続くと想定されます。

特に、情報技術革新の進展およびそれに伴うネットワーク経済の創出によって生じる産業構造の転換等の変化は、大きなものがあると考えられます。

また、深刻化する地球的規模の環境問題に対応するため、地域が主導性をもって先進的な環境政策に取り組み、その結果として新たな産業発展や雇用創出につながった例など、世界各地で様々な先進的取組みも具体化してきています。

新総21の推進にあたっては、こうした社会経済状況の激しい変化に、常に敏感であるとともに、それらに対応できる柔軟な政策展開を図る必要があると考えます。

そこで、時代の変化に引き続き果敢に挑戦しながら、成熟した市民社会の形成をめざし、神奈川の将来のため新たな政策課題に積極的に取り組むという姿勢で新総21の推進が図られることを期待して、当審議会は、「かながわ新総合計画21・計画案」を妥当なものと認めます。